

51

12

1

・

2

3

3-1540

0354

日本外材輸入協會聯合會第一回總會順序

六月十七日午前十時 代表者會、會場 鐵道協會

- (1) 出席者 各協會代表者
- (2) 協議事項 總會下打合及聯合會規約打合

合 日午後一時 第一回總會開會、會場 鐵道協會

- (1) 出席者 會員全部(各協會々員全部)
- (2) 來賓 外務省通商局長、商工省商務局長、全貿易課長、全石手技師、農林省山林局長、全林業課長、全公私林課長、全渡辺技師、全窪田技師、全沢林業試驗場長、横濱税關長、全監視部長

大日本山林會長、帝國森林會長、其他

(1) 會議順序

- 一 開會、會長推薦、成立經過報告
- 二 聯合會規約附議決定
- 三 理事者選任及署名
- 四 協議及決議

合 日午後六時 懇親會、會場 帝國ホテル
(1) 出席者 前者來賓、參會者及會員全部

六月十八日午後一時 (目黒不動尊前集合) 目黒林業試驗所視察

場長白沢博士及森林技師講演
理事會、有志懇談會

日本外材輸入協會聯合會規約

- 第一條 本會ヲ日本外材輸入協會聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ東京外國木材輸入協會、名古屋外材輸入協會、大阪木材協會、神戸外材輸入協會ヲ以テ組織ス
- 但シ前記四協會所在地以外ノ地ニ於テ四協會ト同一目的ヲ有スル團體アリタル場合ニハ各協會ノ承認ヲ得テ入會セシムルコトヲ得
- 第三條 本會ハ左ノ事業ヲ爲スヲ以テ目的トス
- (一) 各會相互ノ聯絡親睦ヲ計リ輸入木材取引ノ改善ヲ期スル事
- (二) 各會所屬會員相互ノ共同福利ヲ増進スルコト
- (三) 各會共同ノ利害關係事項ニ付一致ノ行動ヲトルコト
- 以上ノ目的ヲ達スル爲各種ノ報告ヲ行フ事
- 第四條 本會本部ヲ東京市深川區三好町壹番地東京外國木材輸入協會事務所内ニ置ク
- 第五條 本會ニ理事若干名ヲ置キ各協會、會員中ヨリ選任ス
- 第六條 理事中ヨリ會長一名副會長三名會計主任一名ヲ互選セシム
- 第七條 各役員ノ任期ハ二箇年トス。但シ重任ヲ妨ケス
- 第八條 役員中ニ欠員ヲ生シタル場合ニ於テハ該役員所屬協會、會員中ヨリ補欠選任ス
- 第九條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス
- 第十條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第十一條 理事ハ會務ヲ處理シ會長副會長事故アル場合ニハ之ヲ代理ス
- 第十二條 定時總會ハ毎年一回四月各協會所在地ニ於テ交互ニ開催スルモノトス
- 理事會ニ於テ必要アリト認メタル場合ニハ臨時總會ヲ開催スルコトヲ得、此場合ニ於ケル開催地ハ其都度之ヲ定ム
- 第十三條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス
- 理事會已得ナル理由ニヨリ理事會ニ參加スルコト能ハサル場合ニハ其所屬會々員中ヨリ臨時代理者ヲ選任、參加セシムルコトヲ得
- 第十四條 總會又ハ理事會ノ座長ハ開催地ノ協會ニ屬スル理事ノ中一名ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十五條 本會ニ於ケル決議權ハ各協會毎ニ一個トシ各會代表者之ヲ代表ス
- 總テ決議ハ各會全部ノ同意アルヲ要ス
- 第十六條 本會ノ各種會合ハ必要アル場合ニハ之ヲ秘密會トスルコトアルヘシ
- 第十七條 本會ニ要スル經費ハ各協會ニ於テ分担スルモノトス
- 右分担率ニ就テハ別ニ之ヲ定ム
- 但シ總會理事會ニ要スル費用ハ各協會ニ於テ實費負擔スルモノトス
- 第十八條 本會ニ要スル經費ハ毎年總會ニ於テ豫算ヲ定メ翌年三月ヲ以テ締切リ決算ノ上次ノ總會ニ報告承認ヲ求ムルモノトス

附 則

- 一、第十二條定時總會開催地ノ順序ヲ當分東京、名古屋、大阪、神戸トス
- 二、當分理事者ヲ十六名トシ各協會ヨリ四名宛選任ス
- 三、第十七條本會經費分担割合ヲ當分左ノ通り之ヲ定ム
- 本會ニ要スル全費用中其二分ノ一ハ各協會平等負擔トシ殘二分ノ一ヲ左ノ通りノ割合ニテ負擔ス
- 東京三十五%、大阪三十%、名古屋二十%、神戸十五%
- 因ニ以上ノ率ニヨリ分担割合ヲ算出スレハ次ノ通りトナル

協會名	平等負擔 分割合	比例負擔分 割合合	以上合計 負擔割合	備 考
東京	一二、五%	一七、五%	三〇、〇	
大阪	一二、五%	一五、〇%	二七、五	
名古屋	一二、五%	一〇、〇%	二二、五	
神戸	一二、五%	七、五%	二〇、〇	
計	五〇、〇%	五〇、〇%	一〇〇、〇	
※算出割合				
50×.35=17.5				
50×.30=15.0				
50×.20=10.0				
50×.15=7.5				

即チ東京三十%、大阪二十七、五%、名古屋二十二、五%、神戸二十%トナル

四、各協會ヨリハ其定款又ハ會則及會員名會長其他其會ノ理事者名ヲ本會ニ報告スルモノトス

各協會ニ於テ其定款又ハ會則及會員名簿ニ變動アリタル場合亦同シ

聯合總會協議事項原案

一、輸入丸太統一ニ関スル件

本件ハ既ニ各協會ニ於テ其々審了セラル以テ決議規定ト爲シ其々手續ヲ爲ス事

二、川表規格改正方請求ニ関スル件

本件ニ對シテハ(α)新材ニ関スル規定(β)寸法範圍ニ関スル規定(γ)検査場所ニ関スル規定(δ)日本何材ヲスケデュール中ニ挿入、件(ε)並ニ関スル規定(φ)分違ニ関スル規定(θ)マト子ヤンダブルニ関スル規定定等數項アルモ尚研究ヲ要ス

三、木材品質及數量ニ関スルクレーム調査ノ件

四、木材產地視察ニ関スル件

五、輸入材検査方法改善ニ関スル件

一般の契約フオームヲ作ルノ可否再検査員派遣ヲ求ムルコト等

六、輸入調節ニ関スル件

七、關稅改正ニ関スル件

四月二十八日山林會聯合會ニ於テ出席各全國四十會ノ決議ニヨリ最低從價一割ヲ標準トシ全部ニ對シ課稅ヲナス件ヲ可決シタリ之カ對象ヲ決定スルノ要アリ

八、通關手續ニ関スル件

九、本館不足ニ関スル件

外國木材輸入協會
輸入丸太等級規定(案)

米國及カナダ産、米松、米杉、米樺、米櫟、米楡、米楸及其他ノ丸太ヲ日本向輸入スル場合ハ總テ本規定ニヨリ等級ヲ附スルモノトス。

前記日本向輸出材ハ本規定ニヨリ、太平洋木材検査局ニ於テ、検収ノ上、検査證ヲ附スルモノトス。

一般規定

總テ丸太ハ外面ノ瑕疵ニヨリテ等級ヲ附スベキ事。

總テ丸太ハ通直、平滑ニシテ生木ヨリ伐採セルモノナルヲ要シ、烈シキ根張、過度ノ燃レ、不良ナル入皮、烈シキ心割、及過度ノ目廻ナキモノナル事。

燒損木、焦木、枯死木、缺損木、割裂材、蟲孔材、蟲溝アルモノ及甚シキ變色材ハ許サズ。

延ハ三吋以上アルコトヲ要シ、節ハ平滑ニ落シ丸太ノ兩端ハ直角ニ切りアルヲ要ス。

總テ直徑ハ皮ヲ除キ測定スルモノトス。

根孔及心腐ハ末口平均直徑一九吋及以下ノ丸太ニ於テハ許サレズ、末口平均直徑二〇吋及以上ノ丸太ニ於テハ中央平均直徑ノ四分ノ一迄ハ差支ナシ、而シテ之ガ一木口ニ現レ居ル場合ニハ全長ノ半分アルモノト見做シ兩木口ニ現レ居ル場合ニハ全長アルモノトシテ最も廣キ部分ニテ測リ、其ダケノ直徑アルモノトシテ其容積ヲ算出歩引スルコト、但シ長一二呎未満ニ於テハ一木口ニノミ現レ居ルモノト雖モ全長アルモノトシテ歩引スベキ事。

皮節、節節痕、等モ節ト見做スコト。

總テ丸太ハ其大小一般の性質、及製材ノ目的ヲ考慮ニ置キテ等級ヲ附スルコト。

本規定ハ各等級ニ許サルベキ瑕疵ノ限度ヲ示シタルモノニシテ般積ニ際シテハコノ限度以上ノモノヲ本邦ニ有ネドキ事。

長及直徑ハ買主ニ於テ之ヲ指定スベキ事、但シ末口直徑ヲ指定セザリシ場合ニハ賣主ハNo.1.トシテ末口

直徑一八吋以上、No.2.トシテ末口直徑一二吋以上、No.3.トシテ末口直徑一二吋以上アルモノヲ供給スベキ

モノトス。

一等丸太(ナンバー、ワン、丸太)

四方無節又ハ三方全ク無節ナレバ一方ニ限り直徑一時迄ノ生節ハ差支ナシ。

尙末口直徑二十三吋及以下ノ丸太ニ在リテハ三方全ク無節ナレバ一方ニ限り直徑二吋迄ノ生節三呎ニ

付一個ヲ限リ許シ、全ジク二十四吋以上ノ丸太ニ在リテハ三方全ク無節ナレバ一方ニ限り直徑三吋迄

ノ生節三呎ニ付一個ヲ許ス但シ本等級ニ限リ變色材ヲ許サズ、其他ノ一般瑕疵ノ認容程度ハ、前記一

般規定ニヨルモノトス。

二等丸太(ナンバー、ツウ、丸太)

直徑一時以下ノ生節ハ各面ニアルモ差支ナキ事直徑二〇吋及以下ノ丸太ニ在リテハ一方ニ限り直徑二

吋迄ノ生節三呎ニ付一個ヲ許シ、二吋及以上ノ丸太ニ在リテハ一方ニ限り直徑四吋迄ノ生節三呎ニ

付一個ヲ許ス。

本材ヨリハクリーヤ級挽材二五%マーチャントプル級挽材五〇%コンモン級挽材二五%得ルヲ標準ト

シ其他一般瑕疵ノ認容程度ハ前記一般規定ニヨルモノトス。

三等丸太(ナンバー、スライ丸太)

直徑二吋以下ノ生節ハ各面ニアルモ差支ナキ事一方ニ限り二吋以上四吋迄ノ節三呎ニ付一個ヲ許ス。

本材ヨリハマーチャントプル級挽材七五%コンモン級挽材二五%ヲ得ルヲ標準トシ、其他ノ瑕疵ノ認容程

度ハ前記一般規定ニヨルモノトス。

以上

改正現行木材関税率ト政友會案比較		改正會案(山根會聯合会入持)	
品目	税率	品目	税率
製紙用バルブ 一、スカルバルブ ニ、其他	無税	製紙用バルブ 一、スカルバルブ ニ、其他	無税
木材(前略)		木材(前略)	
一、マホガニー	無税	一、マホガニー	無税
二、オーク	無税	二、オーク	無税
三、パイン、スプルース、ヘムロック	無税	三、パイン、スプルース、ヘムロック	無税
四、長、短、中、七、厚、七、板	無税	四、長、短、中、七、厚、七、板	無税
五、其他	無税	五、其他	無税
六、厚、六、五、板、起、ヘ、ザ、ル、モ、ノ	無税	六、厚、六、五、板、起、ヘ、ザ、ル、モ、ノ	無税
七、厚、一、五、板、起、ヘ、ザ、ル、モ、ノ	無税	七、厚、一、五、板、起、ヘ、ザ、ル、モ、ノ	無税
八、其他(凡木及割材ヲ含ム)	無税	八、其他(凡木及割材ヲ含ム)	無税

(協議事項附録)

一 M 表改正方請求事項

a. 賣買條件中ニ次ノ條件ヲ入レル事

「總テ挽材ヲ供給スル場合ニハ新材ヲ供給スルヲ原則トス」

b. 全第ニ項中左ノ項ヲ加フル事

「寸法ノ範圍ヲ示シタル場合ニハ各寸法ノモノヲ平均ニ有

スヘキ事」

c. 全シク二項規定中第一ニ項中ノ末尾ニ次ノ各項ヲ加フル

事

「總テ長ハ指定ノ長ヨリモ三吋以上ノ延ヲ附スル事」

「一。吋以上ノ寸法ニ對シテハ四分ノ一吋以上ノ延ヲ附ス

ル事」

d. 全ニ四項中ノ分違ノ說明中ニ左ノ但書ヲ附スル事

「但シ一。吋以上ノ寸法ニ對シテハ分違ノ一吋以上アルヲ許サ

ズ。一。吋以下ノ挽材ニ對シテハ分違ヲ許サズ」

e. マーチャントブル規定第四ノ項中ニ次ノ數項ヲ加フ

「五吋以下ノ寸法ニ對シテハ其ノ一吋以上ノ長又ハ中アル

節ヲ許サズ」

「六吋以上一吋未満ノ寸法ニ對シテハ其寸法ノ二。％以

上ノ長又ハ中アル節ヲ許サズ。一吋以上一六吋迄ノモ

ノハ全シク一五。％一八吋以上ハ全シク一。％以上ノ節ヲ

許サズ。寸法五吋以下ノモノニシテ著シク木目ノアラキ

モノハ除ク事」

f. 全シク四項中「外氣ニ曝サレタル為ニ生セル褪色ハ差支

ナキ事」一項ヲ削ル

Thompson

M 表

Douglas Fir
Export Co.
Foreign
Trade
Council

東
G.M.表末尾各寸法表中ニ日本向寸法タルモノハ
ナシタルモノハナシタルモノハ各寸法ヲ掲記セシムル事

二、輸入丸太統一業法議附帶事項

a. 各協會、各會員、關係官廳、關係團體ニ配布スル事

b. 協會員外ニテモ取扱業者、取引先ニ配布実行ヲ勸誘スル事

c. 各協會員ハ全部本業ニヨリテ注文ヲ登スル事

d. 海外先ニ對シテハP.L.I.B.其他造材會社、輸出會社等ニ通知スル事

三、輸入材検査方法改善ニ関スル件

之ガ對策トシテ次ノ諸案アリ

a. 一般地契約フォームヲ作ルノ可否

b. 検査証ト現物ト異リ居ル場合ニハ之ヲ各協會ニ於テ主會

検査ノ上、取扱ノ本國ニ報告ヲ行フ事

c. 聯合會名ヲ以テP.L.I.B.宛DFEEヲ通シ再検査員ノ
派遣ヲ求ムル事

四、輸入調節ニ関スル件

本件達成ノ一助トシテ在米領事ヨリ輸出報告ヲ本部宛

電信下附ヲ願出ツル事

全シク十日會宛請率ヲ為ス事

五、関税改正ニ関スル件

四月二十八日山林會聯合會ニ於テ出席各會團四十會ハ別紙政友會案ヲ支持シ建議スルノ決議シタリ。本會ニ於テモ何等カノ對案ヲ必要トス

六、本船積荷不足ニ関スル件

本船積荷受渡ノ際次ノ如キ場合アリ

a. 本船側無主會ナル場合

b. 本船側ニ對シ「フルサイ」ヲ為シ値取ヲ為ス場合

c. 本船ト積積ヲ無関係ニ為ス習慣

之ニ對シテ對策研究ヲ要ス

以上

Confirmation

We beg to confirm having this day bought through you on the following terms & conditions subject to usual force majeure clause :-

Description :- Douglas Fir Lumber.

Quantity :- Merchandise as per "X" or "M" list, quality only, all first cut.

Quantity :- Five hundred thousand (500,000) feet B. M. 10% more or less at buyer's option.

Specification :- 12" x 12")
14" x 14") 24' up to 40' in length averaged
16" x 16") in fair proportion on each size.

Prices - At hundred dollars U. S. G. (\$100.00) per 1000 ft. B. M. flat cif. Kobe, Japan.

Shipment :- To be shipped on board vessel which clears from Pacific Coast directly to Japan during April/May, 1926.

Messrs. Yankee Boat Co.,

Seattle, Wash., U. S. A.

1/4/26.

Making:- According to buyers requesting mark by free of charges.

Payment:- Net cash against presentation of complete shipping documents, i. e., signed invoice, specification, tally sheet, shipper on board P. L. I. B. certificate, shipper Bill of lading and Insurance Policy upon completion of loading on board the vessel.

Charges:- All charges, incidentals, taxes, and any other charges including wharfages and demurrage, if any, according prior to the loading on board the vessel are for seller's account. Loading and packing free of charge.

Remarks:- (logs) Buyer has the right to inspect the grade, quality and measurement of the logs in accordance with contract and may reject any pieces found off grade or measurement. Sealing to be based on the smallest part of top and butt diameter inside the bark. Any fraction of an inch in diameter and any fraction of a foot in length should be sealed out.

Seller furnishes to the buyer P. & I. B. certificate showing grade and tally in accordance with contract.
Seller is to notify buyer as soon as lumber arrives alongside and before loading on board the vessel.

日本外材輸入協會聯合會規約

- 第一條 本會ヲ日本外材輸入協會聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ東京外國木材輸入協會、名古屋外材輸入協會、大阪木材協會、神戸外材輸入協會ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ左ノ事業ヲ爲スヲ以テ目的トス
 (一) 各會相互ノ聯絡親睦ヲ計リ輸入木材取引ノ改善ヲ期スル事
 (二) 各會所屬會員相互ノ共同福利ヲ増進スルコト
 (三) 各會共同ノ利害關係事項ニ付一致ノ行動ヲトルコト
 (四) 以上ノ目的ヲ達スル爲各種ノ報告ヲ行フ事
- 第四條 本會本部ヲ東京市深川區三好町壹番地東京外國木材輸入協會事務所内ニ置ク
- 第五條 本會ニ理事若干名ヲ置キ各協會、會員中ヨリ選任ス
- 第六條 理事中ヨリ會長一名副會長三名會計主任一名ヲ互選セシム
- 第七條 各役員ノ任期ハ二箇年トス。但シ重任ヲ妨ケス
- 第八條 役員中ニ欠員ヲ生シタル場合ニ於テハ該役員所屬協會、會員中ヨリ補欠選任ス
- 第九條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス
- 第十條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第十一條 理事ハ會務ヲ處理シ會長副會長事故アル場合ニハ之ヲ代理ス
- 第十二條 定時總會ハ毎年一回四月各協會所在地ニ於テ交互ニ開催スルモノトス
 理事會ニ於テ必要アリト認メタル場合ニハ臨時總會ヲ開催スルコトヲ得、此場合ニ於ケル開催地ハ其都度之ヲ定ム
- 第十三條 理事會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス
 理事會已ヲ得ナル理由ニヨリ理事會ニ參加スルコト能ハサル場合ニハ其所屬會員中ヨリ臨時代理者ヲ選任、參加セシムルコトヲ得
- 第十四條 總會又ハ理事會ノ座長ハ開催地ノ協會ニ屬スル理事ノ中一名ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十五條 本會ニ於ケル決議權ハ各協會毎ニ一個トシ各會代表者之ヲ代表ス
 總テ決議ハ各會全部ノ同意アルヲ要ス
- 第十六條 本會ノ各種會合ハ必要アル場合ニハ之ヲ秘密會トスルコトアルヘシ
- 第十七條 本會ニ要スル經費ハ各協會ニ於テ分担スルモノトス
 右分担率ニ就テハ別ニ之ヲ定ム
 但シ總會理事會ニ要スル費用ハ各協會ニ於テ實費負擔スルモノトス
- 第十八條 本會ニ要スル經費ハ毎年總會ニ於テ豫算ヲ定メ翌年三月ヲ以テ締切リ決算ノ上次ノ總會ニ報告承認ヲ求ムルモノトス

附 則

- 一、第十二條定時總會開催地ノ順序ヲ當分東京、名古屋、大阪、神戸トス
- 二、當分理事會者、二十二年以内トシ東京七名、名古屋五名、大阪六名、神戸四名、各以內各協會ヨリ選任ス
- 三、第十七條本會經費分担割合ヲ當分左ノ通り之ヲ定ム
 本會ニ要スル全費用中其三分ノ一ハ各協會平等負擔トシ殘二分ノ一ヲ左ノ通りノ割合ニテ負擔ス
 東京三十五%、大阪三十%、名古屋二十%、神戸十五%
 因ニ以上ノ率ニヨリ分担割合ヲ算出スレハ次ノ通りトナル

協會名	平等負擔 分割合	比例負擔分 割合合	以上合計 負擔割合	備 考
東京	一一、五%	一七、五%	三〇、〇	
大阪	一一、五%	一五、〇%	二七、五	
名古屋	一一、五%	一〇、〇%	二二、五	
神戸	一一、五%	七、五%	二〇、〇	
計	五〇、〇%	五〇、〇%	一〇〇、〇	
※算出割合				
50×.35=17.5				
50×.30=15.0				
50×.20=10.0				
50×.15=7.5				

即チ東京三十%、大阪二十七、五%、名古屋二十二、五%、神戸二十%トナル

四、各協會ヨリハ其定款(又ハ會則)及會員名會長其他其會ノ理事者名ヲ本會ニ報告スルモノトス
 各協會ニ於テ其定款(又ハ會則)及會員名簿ニ變動アリタル場合亦同シ

東京外国木材輸入協會々員氏名

岩本商會	井田幸太	イ、ジエー、キング商會	飯島信太	林谷川	伴録	坂東	乾多	坂田榮三	米國貿易會社	トッ、ウエル商會	東洋貿易商會	東京木材興業株式會社	友田芳太
太田信次	株式會社阿由商會	尾崎	小澤	若林	ワシントン貿易商會	合名會社川島辰之助商店	河東田松三	加藤平次	笠原小十	合資會社加瀬忠商店	豊原貞八	高橋俊太	合資會社田永傳商店

神戸外材輸入協会役員氏名
 宮下木材株式会社
 山長合名株式会社
 合名社佐々木商店
 三茂商事神戸支店
 田村商店
 横山幸雄商店
 岩橋商店
 萬川商店
 湯浅商店
 大井物産木材部
 三井物産木材部
 鈴木商店輸入木材部
 松本勝商店
 鶴田商店
 岡野商店外材部

神戸外材輸入協会理事者氏名
 常任幹事
 田村商店
 幹事
 宮下木材株式会社
 佐々木商店
 三井物産木材部

名古屋米材輸入協会役員氏名 (二十八名)
 材穂合資会社
 白藤商店
 鈴木藤商店
 北折材商店
 竹廣材商店
 香川材商店
 吉村商店
 吉見村商店
 大田林業株式會社
 吉田馬太郎
 小出平藏
 山口謙一
 藤田愛三
 永田三吉

安藤商店
 野田商店
 畦地梅太商店
 大藤西三郎
 伊藤正次郎
 家崎正三郎
 秋田木材株式會社
 漢水駒屋商店
 松永源右衛門
 日下部合名會社
 三山尾喜三郎
 桑遠小三郎

大正十五年六月十七日

日本外材輸入協會聯合會創立總會錄事

3-1540

0371

日本外材輸入協會聯合會創立總會錄事

一、設立の趣意並に經過

大正十五年六月十七日創立總會開催の結果、新に日本外材輸入協會聯合會設立せられたり。今茲に設立の趣意並に、設立に至るまでの經過を述べた如し。

近年外材殊に所謂米材即ち北米及加奈吃産材の輸入額に多きを加へ、大正九年を二期とし更に大正十二年の大震災を二期として逐年輸入激増し、曾ては數万石乃至十數万石の間を上下せる輸入材は一躍して其數十倍の入荷を見るに至り、大正十三年に於ては外材輸入總量二千二百余万石其金額一億三千余万圓大正十四年に於ては七百六十余万石其金額七千六百余万圓を數へ、今十五年に於ても其上半年期六ヶ月に於て既に四百余万石の輸入ありと推せらる。

今や木材は我國重要輸入品の一として、又大平洋船腹需要重要貨物の一として、我國貿易品中の最重要品の二を占むるに至れるに不拘、之が取引發達は極めて最近の事に屬し、木材輸入業者に於ても、木材開採業者に於ても或は又其需要者に於ても、之に關する實際の事情に通ぜず。取引或は使用上に於て不利を招くこと少なからざるものあり。殊に對外關係に於て、信用狀發行の範圍、本般積込取極の範圍、或は木材検査方法等に就き、常に我國需要者が不利の立場に立つの情況にして、當業者は常に之が對策に苦しみつゝありし處なり。一方國內關係に於ては關稅通關手續等を始とし、沖取荷役關係、荷役回漕關係等に於て幾多の陋習存し之が改正を要するもの少なからざるものあり。殊に最近に於ては外材輸入に對する投機思惑心の増長により毎月に於ける輸入量平衡を失し、供給と需要とは常に相伴はず、茲に幾多の波瀾を起し當業者の打撃少からず

今や輸入調節の最も急務を思はしむるものあり。
之に對し從來我國に於ける主なる外材輸入地即ち、京濱、名古屋、大阪、神戸の各地に於ては、其地の實業
者相寄りて各協會を設立し、所屬會員の聯絡統一を計りて輸入材の調査研究、或は共同利益の増進を計ると
共に、關係當局に向て陳情建議を爲し或は海外産地に對し交渉折衝する等、其々斯業の改善に努力しつゝあ
りと雖も、各協會相互の連絡全からず、爲に政府建議事項或は海外交渉事項等に於て統一を欠き、其目的を
達する能はざること少からず。斯業發展の爲には各協會の連絡は最も急務としたる處なり。
殊に業界の最急務たる輸入調節並に輸入材の規格改正等に就ては各協會共統一するに非れば其目的を達す
る能はざるを覺り、各協會の聯絡統一は健康の急務なるを痛感せる處、恰も今年二月海外林業及木材業を視
察歸朝せられたる、渡邊農林省技師の木材産地視察談話に取引改善意見は偶々以て實業者の意見と一致し
茲に各協會聯合の機運熟し東京側主催の下に不取敢三月廿二日廿三日の両日各協會有志者協議會を開催し、
聯合會設立の可否を諮りたる處、各出席者一致を以て之に賛し尙聯合會當面の問題に付き協議を重ねたり。
斯くして各協會共通上協議會の結果に基き總會を開催して其承認を得、茲に日本外材輸入協會聯合會設立
の運びとなり、茲に創立總會を兼ね其第一回總會を東京市に開催することとなり。
斯くして、六月十七日、東京市に於て創立總會開催を見るに至れる次第なるが其順序次第次の如し。

二、代表者會

總會開催に先ち、總會議事順序協議事項等に就き打合の爲六月十七日午前十時より九ノ内鐵道協會に於て
代表者會を開催す。出席者東京協會幹事全部及主事、大阪理事大部分、神戸理事大部分、名古屋理事大部分

にて協議の結果、更に左の諸氏を代表委員として選任別室に於て協議す。

(東京側) 黒田、三菱商事、武市木材、武昇、友田、榎戸、澤野物産、

(名古屋側) 鈴木、吉見、大臺林業、鈴藤、

(大阪側) 中川、後、檜森、藤原、梅谷、井上、

(神戸側) 宮下木材、田村商會、鈴木商店、

以上二十名出席、

聯合會規約に關する件、

聯合會役員に關する件、

協議事項に關する件、

等につき協議の結果各案共意見一致總會に提出するに決し正午協議を終る。

三、創立總會順序及議事

以上終了後六月十七日午後二時聯合會創立總會を開催す、會場九ノ内鐵道協會出席者左の如し。

(イ)出席會員及來賓

(東京) 井田孝太郎、坂東伊平、米國貿易會社

大日本山林會 長	帝國森林會 技師	東京材木問屋 同業組合
川瀬善太郎 氏	宮田長次郎 氏	依田貞種 氏

(八)聯合會規約附議並に理事者選任

次で右規約に基き各協會推薦による理事者選任に入り、左の如く推薦満場拍手を以て賛成す。

董事

100

聯合長理專

100

東京

(全)

(全)

(全全)

(全)

(全)

100

(全)

(五)

全

大吏

全

全

全

1

11

100

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

以上三十一名(當分名古屋側理事四名なるも追加せらるべき旨申出あり)尙會長、副會長、會計等の選任に就ては理事者互選に屬するものにして、總會終了後臨時理事會に於て決定せるものなり。

(二)協議及決議

右終りて協議事項原案に對し討議することとなり。

一、輸入九太統一に關する件

につき東京協會に於て決定せる原案につき附議せる處、實行方法實行の時期對外交渉方法等に就き三意見出でたるも結局聯合會規定として、一二字句の修正せるのみを以て可決決定、但し實行方法につきては之

を理事會に委任す。(決定規定別紙の通り)

二、M表規格改正方請求に關する件

本件に關し別紙の通り原案提出、東京側提出五項大阪側提出二項に付各提出者側より説明あり。之に對し對生産地との交渉方法實行方法尙之に關連して對船會社關係等につき種々意見出でたるも、結局大阪の提案に基づき、右請求を斷行する爲に、全部理事會に一任するに決す。

三、米材品質及數量に關するクレーム調査の件

米材産地に交渉する資料として各協會に於て各協會會員内に生じたるクレームの數量を調査し、之を聯合會に於て取括めの上、米國産地側に報告せんとする原案に對し、二三意見ありたるも可決決定。

四、米國産地視察に關する件

大阪側の調査により實行すべく實行方法につきては理事會に附托。

五、輸入材検査方法改善に關する件

本件に付き原案(a)一般的契約フォームを作るの可否、については英文書式の起草者たる神戸側より單に參考として提出せる旨注意あり、尙其條項について説明の結果、一般的契約書式を作るは不可能なるに意見一致し、次で(b)検査證と現物と異り居る場合には各協會に於て検査の上取括め海外産地に報告する件は四

項と関連して實行に決す。(4)次に再検査員派遣を求むる件につきは、其實行方法を理事會に附托に決定。

六、關稅改正に關する件

四月二十八日山林會聯合會に於て出席各會團四十會の決議により、最低從價一割を標準として全部に對し課稅を爲すの件を可決したる旨原案提出者より説明、之に對し東京、大阪方面より官憲側の意向を質したるに付、渡邊技師より當局としては反對賛成兩説あるを以て双方の説明を承認の上決定するものにして今日に於ては何等の成案なき旨説明、結局東京(米實井上氏)の提議により滿場一致本會は木材關稅改正に反對する旨決議す。

尙附帶事項として大阪井上、梅谷の提議により、反對意見の宣傳輿論の喚起、官廳方面への運動方法等に就き、理事會に委任する事を決定す。

七、本船積荷不足に關する件

原案説明の結果實際問題として理事會に調査研究交渉方法を委託するに決定。

八、輸入調節に關する件

東京(コミン佐藤氏)より濠州に於ける輸入聯盟實行の状況を述べ、大阪(藤原氏)より大阪に於て實行中の輸入聯盟實行に關する説明あり。原案たる調節の一案として在米領事と輸出報告を下附を願出づる点につきは、右手技師より請願書の形式により願出づるを得策とする旨注意あり、本項且亦理事會に二任に決定す。

以上協議事項終了午後六時直に理事二十名にて臨時理事會を開催、會長、副會長、會計選任につき協議の結果前記の通り決定す。

次で午後七時一同帝國ホテルに於て紀念撮影の上懇親會開催、來賓參會者會員宴席につき懇談、デザートコースに於て黒田氏より會長就任の挨拶及役員の披露を兼ねて一場の挨拶を爲し、來賓を代表して白澤林學博士の挨拶あり、參會者側として神野氏の挨拶ありて祝盃を挙げ九時散會す。

以上

外國木材輸入協會

No. 1.

外務省通商局長殿

東京市深川區三軒町吉書地

大正十一年六月九日 外國木材輸入協會

會長 里田善太郎

理事 吉田善太郎

書記 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

會務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

庶務 吉田善太郎

日本外材輸入協會聯合會第一面總會順序

六月十七日午前十時 代表者會 會場鐵道協會

(1)出席者 各協會代表者

(2)協議事項 總會下打合及聯合會規約打合

今日午後一時 第一回總會開會 會場鐵道協會

(1)出席者 會員全部(各協會々員全部)

(2)來賓 外務省通商局長、商工局商務局長、全貿易課長、

全右手技師、農林省山林局長、全林業課長、全公私

林課長、全渡辺技師、全窪田技師、白澤林業試驗

場長、横濱税関長、全監視部長、大日本山林會

長、帝國森林會長、其他

(3)會議順序

一 開會 座長推薦、成立經過報告

二 聯合會規約附議決定

三 理事者選任及署名

四 協議及決議

今日午後七時 懇親會 會場帝國ホテル

(1)出席者 前記來賓、參會者及會員全部

六月十八日 目黒林業試驗所視理事會、有志懇談會

以上

聯合總會協議事項原案

一、輸入品六統一ニ關スル件

本件ハ既ニ各協會ニ於テ其々審了セルヲ以テ決議規定ト爲シ
其々手續ヲ爲ス事

ニ、M表規格改正方請求ニ關スル件

本件ニ對シテハ(1)新材ニ關スル規定(2)寸法範圍ニ關スル規定
(3)検査場所ニ關スル規定(4)日本木材ラスケデュール中ニ挿入ノ件
(5)延ニ關スル規定(6)分達ニ關スル規定(7)マーチヤンダブルニ關ス
ル規定等數項アルモ尚研究ヲ要ス

三、木材品質及數量ニ關スル「グレイム」調査ノ件

四、木材產地視察ニ關スル件

五、輸入材検査方法改善ニ關スル件

一般の輸入材ノオームヲ作ルノ可否再検査員派遣ヲ求ムルコト等

六、輸入調節ニ關スル件

七、關稅改正ニ關スル件

四月二十八日山林會聯合會ニ於テ出席各公團四十會ノ決議ニ
ヨリ最低從價一割ヲ標準トシ全部ニ對シ課稅ヲナス件ヲ可
決シタリ之カ對案ヲ決定スルノ要アリ

八、通關手續ニ關スル件

九、本船不足ニ關スル件

大 阪 木 材 協 會
社 團 法 人

No.

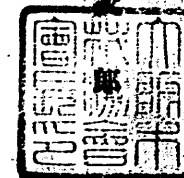
外務省

首藤外務書記官殿

大正十五年六月二十一日

大阪木材協會
副會長 依 藤

昭和二年六月廿九日記錄係接受



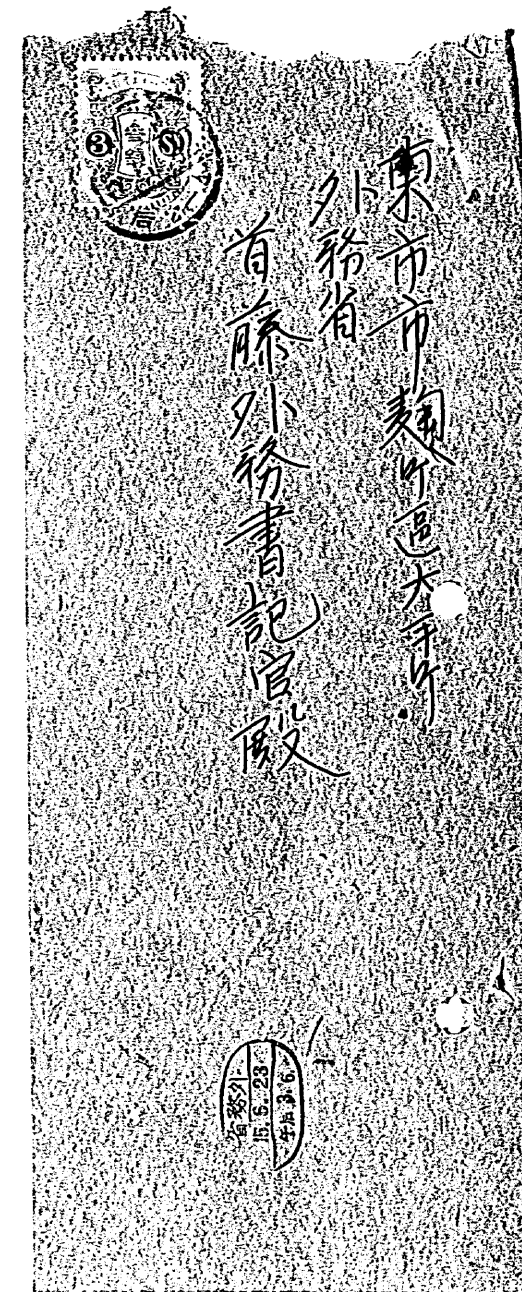
拜啓

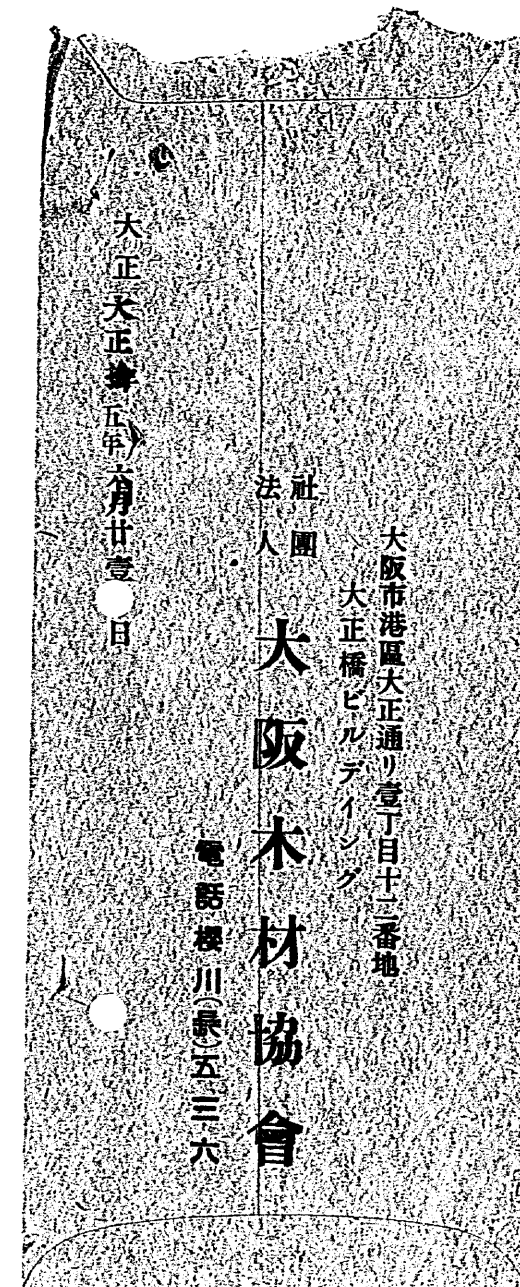
陳者過般貴地ニ於ケル日本外材輸入協會聯合會創立總會ニ出席ノ際ハ御
高説拜承尙且ツ種々御懇情ヲ蒙リ難有奉拜謝候本會々員出席者一同ニ代
リ厚ク御禮申上度如斯ニ御座候

敬具

3-1540

0381





門 3
類 5
項 3
號

要再回

要目付

通商局

文書課長文書課

大正五年七月拾七日接受

文書課發越 大正五年七月拾九日發送済

主 通商局長

任 主

第二

起草大正五年六月廿九日

記録係

附屬書

通

通二 普通第 六九〇號

大正

五七

廿九

日附

附屬書

通

受信 東京市深川区三好町一番地
人名 日本外材輸入協會聯合會

發信 人名

通商局

件名 日本外材輸入協會聯合會
設立之關係件

綴 込 名

木村買像

本件ニ関シ今般貴翰ヲ以テ御申越一趣了承
就テハ御送付ノ創立總會條事及會則ヲ

關係在外公館ノ執務參考資料トシテ夫レ

公 信 案

外 務 省

(乙 號用紙) 國納

配布致度キニ付餘部有之ハ右各部宛
御送付相成様致度シ

外 務 省

門	3
類	5
項	3
號	

文書課長 長谷川 公 信 案

大正五年七月廿六日 整理

別紙

(甲號用紙)

文書課發送

主 通商局長

主 任

(起草大正 第二課

15年 7月 26日)

淨書

22

正校(原稿)

(淨書)

通二 普通第

九一八

號

大正 年

一五七

附屬 營業總接通

受信 在ニイト川村領事

受信 在ポートランド水澤領事

人名 在桑港 武富總領事

人名 在晚香坡 河相領事

各通

受信

人名

幣原大臣

件名

日本外材輸入協會聯合會

綴込 名

木村 買係

本件ニ関シ今般日本外材輸入協會聯合會ヨリ

別紙同會創立總會歸事(設立趣意書添付)及

會則送付越ル付為御参考右一部宛茲

公 信 案

外 務 省

SP. _____	外國木材輸入協會 外務省通商局 東京市深川區三好町老番地 昭和二年六月廿九日 日本外材輸入協會聯合會 外務省通商局 東京市深川區三好町老番地 昭和二年六月廿九日 日本外材輸入協會聯合會 外務省文書課 受第 780 15. 7 24 外務省文書課 受第 780 15. 7 24
------------------	---

三送付人

別添日本外材輸入協會聯合會創立總會銘事
並同會規約各一部宛之送付ノコト

乙 號用紙 (國 稿)

外 務 省

本會設立に于て勸告書の印刷等々を
シアルに、おのゝと、多様、映秀、紋、
と送付するに、致す

明治三十二年七月十二日

第二部

拜啓益々御隆昌奉賀候陳者今般外材輸入業界ノ趨勢ニ鑑ミ吾々協會相互ノ連絡統一ノ必要ナルヲ認メ協議ノ結果茲ニ「日本外材輸入協會聯合會」ヲ設立スルコト、相成去六月十七日東京市ニ於テ創立總會ヲ開催、全會一致ヲ以テ右會成立仕候ニ就テハ今後共何分ノ御厚誼ヲ賜度別紙創立總會錄事（設立趣意書添附）會則、會員名簿相添此段御挨拶迄得貴意候

謹言

大正十五年七月

東京市深川區三好町壹番地

日本外材輸入協會聯合會

東京外國木材輸入協會

名古屋外材輸入協會

大阪木材協會

神戸外材輸入協會

外務省通商局 殿